

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第15号

記

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略） 附 則 1～5（略）	第1条～第6条（略） 附 則 1～5（略） <u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u> 6 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> <u>（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</u> 7 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金</u>

現行	改正案
<p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8</p>	<p>確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)</u>又は<u>法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8</p>

現行	改正案
<p>年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和6年度から令和8年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満 たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわ らず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和6年度から令和8年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満 たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわ らず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令 和6年度から令和8年度までの各年度分の都 市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわ らず、当該商業地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「商業地等据 置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令 和6年度から令和8年度までの各年度分の都 市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわ らず、当該商業地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「商業地等据 置都市計画税額」という。)とする。</p>
<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6 年度から令和8年度までの各年度分の都市計 画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、</p>	<p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6 年度から令和8年度までの各年度分の都市計 画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、</p>

現行	改正案
<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>11 (略)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>14 (略)</p>
<p>13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第11項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>	<p>15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第13項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p>
<p>14 <u>附則第6項及び第8項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第11項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項及び前項</u>の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところ</p>	<p>16 <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14項及び前項</u>の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところ</p>

現行	改正案
による。 <u>15</u> (略) <u>16</u> (略)	による。 <u>17</u> (略) <u>18</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。